

船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン（素案）に対する地域猫活動者からの意見

1 船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン（素案）（第 14 回船橋市動物愛護管理対策会議配布資料）について

項目	具体的な意見があれば記載してください
3 猫の飼い主の方へ	
(6) 災害対策	<p>ふなねこメンバーが以前危機管理課に問い合わせをしたところ、「犬猫を受け入れるかどうかは避難所の判断に任されています。」と言われました。どこでも連れて行けるわけではないとのこと。ガイドラインに</p> <p>「市では、市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に設けられた避難所にペットと同行避難することができます。自分の避難場所がどこなのか確認しておいてください。」と記載するのであれば、すべての避難所で受け入れ可能とすべく、体制を整えるべきでは。</p>
(10) 万が一、飼い続けることが難しくなったら	<p>市動物愛護指導センターへ引き取りの相談をする、とあるが、これは最終手段であることを明文化するべき。</p> <p>今の記載だと他の方法と同等の処置と思われてしまう危険性がある。安易な引き取りを助長するべきではない。</p> <p>やむを得ず引き取った場合は、殺処分がなくなることを目指してすべての猫を譲渡する体制を作るべき。</p> <p>動物愛護管理法三十五条第四項</p> <p>「殺処分がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引き取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。」</p>
(11) 遺棄・虐待に関する法律と罰則	<p>愛護動物の定義に「飼い主の有無は問わない」と記載する。それが飼い主のいない猫への遺棄虐待の防止につながる。記載しないことによって「野良猫には該当しない」と言う間違った認識を市民に与えかねない。</p>
4 飼い主のいない猫対策	
(1) 飼い主のいない猫の現状と基本的な考え	<p>① 7 行目の「市では引き取った猫をできるだけ新しい飼い主へ譲渡するとともに」の部分は不要と思われる。</p> <p>文面を見ると「新しい飼い主＝古い飼い主が居る＝飼い猫を引き取った話」なので、飼い主のいない猫の現状と基本的な考え方の項には不必要。</p> <p>② 飼い主のいない猫対策の定義がおかしなことになっている。</p> <p>「対策＝適切な管理＝住民の合意、ルール作りが必要」とあるが、引き取りは適切な管理になるのか？なるのであれば住民の合意やルールが必要となる。</p> <p>③ ②にあるように「引き取り」を対策と呼ぶには無理がある。引き取りは対策ではない。</p> <p>④ 飼い主のいない猫の基本的な考え方に「なぜ飼い主のいない猫は存在するのか？捨て猫が原因」というそもそも論が明記されていない。</p>
(2) 猫の分類	<p>飼い猫は所有者・占有者のいる猫とだけ表記すべき。その他の表記（屋内飼養猫・出入り自由猫・屋外飼養猫）が何故必要なのか？動物愛護管理法では屋内飼養の努力義務があるので、それらの表記はまた新たな問題を引き起こす原因になりかねないと考える。市がそれらを認めていると誤解させる。</p> <p>飼い主のいない猫も所有者・占有者のいない猫とだけ表記すべき。</p>

		<p>図 1・猫の分類と考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺環境に被害があり、所有者が判明しない場合、<u>引取りの対象となり得る</u> <p>→下線部は「不妊去勢手術を施し、地域猫を目指す」とすべき。 引き取りについての意見は、上記「万が一、飼い続けることが難しくなったら」と同様。</p> <p>「飼い主又は地域猫活動者がおり、責任をもって飼養・管理される猫」とあるが、飼い主と地域猫活動者の責務は同等ではない。この書き方だと地域猫活動者に対して、行政が同等の責務を負わせていることと解釈される。 地域猫活動はあくまでも住民による自治（対策）であり、行政がその対策に対して責務を負わせる権限はないと考える。あるとすればその根拠を提示すべき。</p>
(3)	<p>飼い主のいない猫への関わり方</p>	<p>恣意的なエサやりは不幸な猫を生み出す原因となりますので、やめてください、とあるが「エサやりを禁止する根拠法（極端に言えば、不幸な猫を生み出させてはいけないと言う法）」はないので、法に触れる「周辺地域を汚損するおそれのある恣意的なエサやり」を禁止とすべき。</p> <p>そして禁止するだけでなく、その先の対策につなげる啓発をするべき。 恣意的なエサやりを如何に健全な活動者に育てていくか、行政はそれを啓発すべき立場にある。</p> <p>令和 2 年環境省告示第 53 号の 2 の(3)周辺の生活環境保全と動物による危害の防止の②にある、「地域猫活動の在り方に関し検討に加え、適切な情報発信を行なう事」を実施すべきである。</p>
(4)	<p>飼い主のいない猫対策の考え方</p>	<p>対策の考え方に ABCDE とあるが、遺棄の防止策が欠落している。そもそも飼い主のいない猫を生み出している原因となる捨て猫を防止する策がなければ、どんなに他の対策を講じても絶対に解決できない。</p> <p>行政として行なっている遺棄防止策は何か、住民ができる遺棄防止策は何か明記すべき。</p> <p>C について TNR 活動のメリットの欄、「地域から猫がいなくならないため、被害の根本は残るが」はデメリットに入れるべき（入っている）なので割愛すべき。 TNR 活動のメリットは「これ以上猫が増えない」ではなく「手術した猫が繁殖しない」である。猫の個体把握もしない TNR では、取りこぼした猫が出産するため（そのような現場がかなり多い）「これ以上猫が増えない」は間違い。 TNR 活動のデメリットは術後の猫の管理（ルールあるエサやり、ふんの掃除、地域住民への説明、猫の個体数の把握等）がないため、被害の根本はなくならない、に改めるべき。</p> <p>TNR 活動だけではなく、被害の根本をなくすためには、先に書いた、令和 2 年環境省告示第 53 号の 2 の(3)周辺の生活環境保全と動物による危害の防止の②にある、「(行政による) 地域猫活動の在り方に関し検討に加え、適切な情報発信を行なう事」を実施すべきである。</p> <p>D の地域猫活動について メリットとして「ふんの始末、エサの片付けなど環境の美化に繋がる」を加筆。 「地域住民への説明によって、十分な理解を得れば住民間のトラブル防止にも繋がる」を加筆。</p> <p>デメリットの「地域から猫がすぐにはなくなるわけではないので、被害の根本は残る」はおかしい。被害を軽減するために活動をしているのだから、「活動によって被害の軽減は期待できるが、被害のすべてがすぐにはなくなるわけではない」に修正。</p> <p>「地域から猫がすぐにはなくなるわけではない」は次の「猫が天寿を全うするまで長年を要する」に含める。「長年」は「時間」に変える。（長年を定義することが難しいため）</p>

	<p>Eの引き取りについて 船橋市のガイドライン案ほど、多くの場面で引き取りに言及しているガイドラインを他の自治体に見つけることができない。</p> <p>「人と動物との調和のとれた「共生」の実現をめざして、と言うスローガンにも関わらず、共生できていない殺処分を含む引き取りを、こんなに何度も登場させるガイドラインは他にない。</p> <p>他の自治体（例：愛媛県）では「駆除目的に捕獲したネコ・引き取りを求める相当な事由・TNRや地域猫活動実施地域内猫は引き取らない」と広報している。</p> <p>（例:千葉市）「猫の捕獲は絶対にしないでください。当センターでは引き取りません」と広報している。</p> <p>ガイドラインの全体を見渡してみると、船橋市は引き取りを良しとしている（飼い主のいない猫対策のひとつを位置付けている）印象を大いに受ける。</p> <p>先にも書いた通り、引き取りは対策ではない。対策であれば地域猫活動と同等の地域の合意形成・ルール作りが必須となるはず。</p> <p>引き取りの根拠となる「被害」の定義であるが、以下の資料では、「被害」とは「健康被害」を前提にしていると解釈した。</p> <p>●令和元年改正動物愛護管理法の施行に関する Q&A 8-2 施行規則第 12 条の「周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態」は、具体的にどのような事態か。 （答） 個人の健康被害が生じている事態等を想定しています。この場合、診断書等により健康被害と動物の飼養管理による影響との因果関係が証明されるなど、著しい支障があることを明確に判断できることが望ましいですが、証明が困難であることも想定されるため、<u>被害</u>を受けている方の事情を丁寧に聴取しながらご判断ください。</p> <p>●第 11 回船橋市動物愛護管理対策会議 動物愛護管理行政の現状.pdf p.25 動愛法 25 条関連 「動愛法施行規則 12 条の『<u>周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態</u>』とは、個人の健康被害が生じている事態等を想定している。」</p> <p>診断書を持参するほどの因果関係の立証を、センターは引き取り希望者に求めているだろうか。証明が困難とされる場合は、どのような場合か。 証明ができない事案で引き取りを行なっている場合、引き取りを行なう定義は明確化されているか。 その定義を職員の共有はできているか、（各々の職員に判断を任せていないか） 猫の殺処分（命を奪うこと）に繋がる重大な問題であるため、市民の理解を得るほどの根拠（定義）を示すべきと考える。</p>
--	--

●図 2 はおかしな部分が多いため (いちいち書き出すのも大変な作業なくらいおかしい) 割愛することを要望する。

図 2 について

全体的に削除を希望。

理由

- 1、 エサを与えている人が特定できる→近隣の迷惑になっていることなどの指導、ではなく、地域猫活動につなげるためのアドバイスでなくてはならない。
「迷惑になってますよ！」と指導するだけでは何の解決にもならず、ご近所の対立構造をあおるだけのことになる。
ご近所問題がますますこじれるのを市が助長している。
問題を解決しようという市の姿勢が皆無。
- 2、 エサやりに改善の意思がない→引き取り
あまりに短絡的過ぎて、行政が発行するガイドラインの内容とは思えないものなのだが、エサやりに引き取りを決定させるだけの権限を与えることが、行政にできるのか。
前にも書いたが、解決策のアドバイスもなく (図にはアドバイスの記載なし) 改善しないなら引き取りの依頼を促すような文言を市が発行する (資料としても永久に残るであろう) ガイドラインに残すべきではないし、これが市の考えであるならば、根本的に正していただかなくてはならない。
- 3、 エサやりに地域猫活動をアドバイスした上で、苦情を言ってきた市民にも地域猫活動を啓発すべき。
エサやりも苦情者も同じ市民と言う立場であり、どちらが特別なわけではない。市はどちらかの意見に加担してはいけない。
エサやりだけが飼い主のいない猫問題のすべてを解決していけるわけではないし、エサやりだけにそれを強要してもいけない。この図には行政が地域猫活動を啓発するという文言が一切ない。
- 4、 エサを与えている人が特定できない→飼い主のいない猫対策を行なう地域住民がいない→引き取り
ここにも市の関与がまったく見えないのだが、地域猫活動の実施へのアドバイスがこの図にはどこにもない。
- 5、 地域での継続的な猫の管理は難しい→TNR とあるが、TNR だけでは解決しないので、「地域で活動する地域猫活動にまで発展はできなくとも、有志だけでも猫の管理を続ける」と言う項目も増やすべき。
町会一丸となって取り組んでもらえるよう働きかけても、それが叶わず、その後は班レベルや数人の有志や個人宅で管理している場合が多い。(地域猫活動を町会でしていこうと言う話を持ち掛けようとしても、町会長が猫嫌いだからという謎の門前払いを食っている人もいる)
TNR だけで終わらせるのは、人にとっても猫にとっても何も良い結果は生まない。
- 6、 TNR 活動と地域猫活動の終着点新しい飼い主探しに繋がるのはおかしな話。保護できないから地域猫活動、TNR 活動をするのだから。保護できるのであれば、さっさと保護している。
- 7、 このように改善を希望する箇所が多いため、この図の削除を希望。

	<p>19 p の D について 「新しい飼い主を探して飼い猫にしていく事で」を削除。 理由は上記の 6 のとおり。</p> <p>D の 1 について 「地域住民」の中の「地域猫の世話をする人」は主体を削除。 主体は「地域住民（全体）」とする。 世話する人にすべてを押し付けてはいけない。</p> <p>D の 1 の①のアについて 地域猫の世話をする人（活動の主体者）を削除。 理由は上記の通り。</p> <p>20 p について 一行目の「活動の主体となるひと」を削除して「地域住民を主体とし」に修正。</p> <p>イについて 住民を削除し、町会自治会などに修正。</p> <p>ウについて 地域住民の一員として、活動に協力するに修正。</p> <p>②の市について 住民や関係者の理解を深めるため～を「地域猫活動への理解を深めるために住民や関係者への連絡調整」と修正。</p> <p>③の動物愛護団体などについて 「地域猫活動の世話をする人への」ではなく「地域住民への」に修正。</p> <p>図 3 について 主体者は「地域住民」とする。活動をする人に「主体者」という名の責任をすべて負わせてはいけない。</p> <p>6 活動の実際について ① 取り組みの準備に「センターにまずはご相談ください」を加筆。正されたガイドラインに基づいて住民が道に迷うことなくスムーズに活動を始められるようセンターがアドバイスをすることが重要。</p> <p>23 p について ⑧のウについて すべての猫への首輪は名札の装着は無理。猫を傷つける事にも繋がりがねない。(外の猫は首輪による事故が多い)</p> <p>24 p について 取り組みの準備に「センターへの相談」を加筆。</p>
--	--

		<p>25Pについて</p> <p>Eについて</p> <p>保護して動物愛護指導センターに連れて行くのは、そもそも対策ではないので、すべて削除。</p> <p>Eの文章の中で「これはかなり問題」と感じる部分は、下から3行目の「新たな野良猫を確認した場合は、早めにA~Eの対策を図ることが必要」とある。</p> <p>Eの引き取り→また野良猫が居た→「早めにEをすることが必要」→また野良猫が→「早めにEをすることが必要」と、市が殺処分を含む引き取りを繰り返すことを推奨している。</p> <p>このガイドラインが市内に配布され、市民の目に触れたら、大紛糾することが予想される文言だ。</p>
--	--	--